

藤沢市総合教育会議 議事録

会議名	令和4年度第2回 総合教育会議
開催日	2023年(令和5年)2月10日(金) 14:00~15:30
場 所	本庁舎6階 会議室6-1
出席者	(市側) 鈴木市長 (教育委員会) 岩本教育長、市村委員、飯盛委員、種田委員、石井委員 (関係職員) 教育部長、教育部参事、教育総務課長、同課主幹、同課課長補佐、生涯学習部長、生涯学習総務課長、同課藤沢公民館館長(社会教育主事)、同課主幹、同課課長補佐

事務局(司会)

- ・ただいまから「令和4年度第2回総合教育会議」を開催いたします。
- ・会議を開催する前に、ご来場の皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いいたします。
- ・次に、本日の傍聴者の皆様で録音、録画、写真撮影を行う方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。
<なし>
- ・なお、会議の記録のために事務局で録音と写真撮影をさせていただきますのでご了承ください。写真撮影は、傍聴者の方の顔が写らないよう配慮いたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
- ・続きまして、総合教育会議の開催に当たり、本会議の目的について改めて確認をさせていただきます。この会議の目的は、市長と教育委員が十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有する場でございます。
- ・それでは、開会に当たりまして、総合教育会議の座長であります鈴木市長に一言ごあいさ

つをお願いいたします。

鈴木市長

- ・皆さん、こんにちは。令和4年度第2回総合教育会議を開催いたします。
- ・教育委員の皆様には、日ごろから本市の教育の向上、推進のためにご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。
- ・今年に入って1か月ちょっとたつわけですが、新型コロナウイルス感染症の新規感染者も大分減ってきております。また、それに伴いまして、まちを歩く人々にもだんだんと活気が出てきているような気がいたします。
- ・特に、子どもさん方は伸び伸びと、そして元気よく飛び跳ねている姿をよく見ます。元気な子どもたちが、藤沢でさらにすくすくと育っていくように、これからも皆さんとのパートナーシップで進めていければと思っております。
- ・今回は、「社会教育」というテーマでお話をいただくことになっております。藤沢は、誰もがやりたいことが見つけられ、それが実現できる環境づくりを目標の一つとしております。また、みんなで藤沢を「健康寿命日本一」にしていこうといった大きな目標もございます。
- ・そういった中で、体だけではなく、心も元気にしていくために、これからも地域での交流、社会参加ができる環境づくりを、さらに進めていきたいと思っておりますので、社会教育をもう一度ここで見詰め直して、より良い方向に進めていければと思いますので、よろしくお願ひしいいたします。

事務局（司会）

- ・ありがとうございました。
- ・ここで、今回、初めて総合教育会議にご出席をされる石井委員から自己紹介をお願いしたいと存じます。

石井委員

- ・藤沢市の医師会に所属しております石井と申します。今回、この職をいただきましてからまだ4か月ですが、教えていただくことばかりの毎日ですが、これからは何らかのお役に少しでも立てますように、精進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局（司会）

- ・ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。
- ・続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

<資料の確認>

- ・資料の確認が終わりましたので、ここからは座長であります鈴木市長に進行をお願いしたいと存じます。

鈴木市長

- ・それでは、まず議事録署名人の決定について、事務局から説明を求めます。

事務局

- ・今回は鈴木市長と岩本教育長にお願いしたいと思います。

鈴木市長

- ・今回の議事録署名人は私と岩本教育長ということでよろしいですか。

<「異議なし」>

鈴木市長

- ・議事録署名人は私と岩本教育長に決定いたしました。
- ・それでは、議事に入ります。（１）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

- ・議事の（１）は、「社会教育関係事務のあり方について」でございます。
- ・総合教育会議では、これまで学校教育を主に議事としてまいりましたが、今回は、本市の社会教育、生涯学習をテーマに開催させていただきました。
- ・「藤沢市教育振興基本計画」では目標の１つとして、「多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する」を掲げております。
- ・また、本市では昨年３月に「多様な学びと学びあいから地域の人がつながり、藤沢の未来を創造する」を基本理念とした「生涯学習ふじさわプラン２０２６」を策定いたしました。「多様な学びと学びあい」が人と人とのつながりを育み、藤沢の未来をつくり出すさらなる学びへと発展するよう、総合的・計画的な生涯学習の推進に努めているところでございます。
- ・本日はまず、本市の社会教育主事である井出藤沢公民館館長から「社会教育を取り巻く現状及び方向性について」をテーマに講演いたします。

- ・次に、生涯学習総務課職員から「本市における社会教育関係事務の今後の考え方について」ご説明いたします。その後、委員の皆様と質疑や意見交換等を実施してまいりたいと思います。
- ・それでは、井出館長、よろしくお願いします。

井出館長

<講演「社会教育を取り巻く現状と方向性」～地域づくりに向けた社会教育施策とは～>

- ・社会教育主事を兼務しております藤沢公民館長の井出と申します。よろしくお願いいたします。
- ・本日は、「社会教育関係事務のあり方について」ということで、意見交換が行われる前段といたしまして、「社会教育を取り巻く現状と方向性～地域づくりに向けた社会教育施策とは～」というところで、お話をさせていただければと思います。
- ・基本的には国の施策や市のプランのこととか、一般的なお話になりますので、聞き慣れない言葉もあるかもしれませんが、ベースということでご理解いただきながら、この後の意見交換に何かお役に立てればと思っております。
- ・最初に、「社会教育とは」ということで、少し定義などもお話できればと思います。皆様、十分ご承知のことと存じますけれども、社会教育ってそもそも何なのかというところから、入ってまいりたいと思います。広義には学校教育や家庭教育を除く教育の営みが「社会教育」と言われております。
- ・例えば公民館で行われる講座以外にも、カルチャーセンターや民間の通信講座、それからNPOなどが開いている学習会、大学の公開講座等を「社会教育」とイメージされることと思います。
- ・また、狭義の社会教育は行政によって営まれるものを指し、「公的社会教育」と呼ぶときもありますけれども、社会教育行政は、教育行政の一部で、市町村に行政委員会として設置される教育委員会がその執行機関となります。
- ・続きまして、法律でどう定義されているかということにも簡単に触れさせていただきます。まず一つ目が「教育基本法」です。第12条に社会教育について触れられておりまして、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育」と定義されております。

- ・条文の後段、ちょっと割愛をしておりますけれども、「社会教育は国及び地方公共団体において奨励されなければならない」と定められておりますので、必ず地方公共団体が奨励するという考え方に基づいて行われるものとなっております。
- ・そして教育基本法の精神にのっとり、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を示しているのが社会教育法になります。その第2条に、「学校の教育課程以外の主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動を指す」とあります。
- ・字面だけでは社会教育って何だろうと思われる方もいらっしゃると思います。2013年に中央教育審議会という文部科学省が管轄している審議会の中の生涯学習分科会で出された議論の整理で出された図が分かりやすいので、抜粋させていただきました。
- ・「学校教育」「家庭教育支援」「社会教育」という楕円が3つありまして、さらに大枠の赤の楕円で囲っているところが「社会教育行政」と捉えていただければよろしいかと思えます。
- ・社会教育行政は、「社会のあらゆる場で、地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習が活発に行えるよう環境を醸成する役割」を果たしている、と言われております。
- ・「まちづくり」「高齢者」「青少年」「企業」「民間企業者」「大学」「NPO」等、いろいろな部分が合わさって社会教育行政を支えているというのが、この図の趣旨になっております。
- ・「ネットワーク行政」ということが社会教育においてよく言われます。先ほど社会教育は学校と家庭以外の教育と簡単に申し上げましたが、それ以外の分野は多岐にわたっておりまして、これらが連携、協働して社会教育を推し進めていくという考え方を、ちゃんと持って進めていこうということからつくられた図となっております。
- ・続きまして、一方で社会教育は昭和の遺産と揶揄されることもままあります。学校のように、その都度、何かを変えているわけでもないし、昭和から令和にかけて何が変わったのだろうと言われることが多い分野でもあります。
- ・資料に載せている「The 昭和」のような図は、1954年に出された「公民館図説」から抽出したものです。
- ・この「公民館図説」はかなり古い本で、社会教育を学ぶ者は必ず読みましょうというぐらい、昔からずっと読まれてきているものですが、このレトロな図を用いたのには訳がありまして、実は現代の社会教育に通じる考え方が、公民館という施設を通じて描かれ

ているためです。

- ・皆さんにお配りしている資料がとても小さくて非常に見にくいので、若干説明をさせていただきます。
- ・向かって左上の建物の図には、公民館は「民主的社会教育機関です」と書いてあります。
- ・その隣は、人々が囲炉裏を囲んで話し合っている図ですけれども、公民館は「村の茶の間です」「親睦交友を深める施設です」と書いてあります。
- ・その右隣は、いろいろな産業が描かれておりますが、公民館は「産業振興の原動力です」と書いてあります。その下の大人が一行に並んでいる図は「民主主義の訓練場です」と書いてあります。また、左下は「文化交流の場です」と書いてあります。
- ・そして最後の右下の図は、人が石を支点に重い石を上げようとしているのですが、支点となっている小さい石には「公民館」と書かれていて、重い大きい石には「村興し」と書かれています。公民館が支点になってこの「村興し」という石を持ち上げており、「郷土振興の機関です」と書いてあります。
- ・言葉や図はとても古いのですが、よくよく考えると、今、私たちが目指そうとしている姿は、70年前からそう大きく変わっていないのではないかと感じます。
- ・社会教育は非常に地味な分野ですけれども、そのスピリットというのは今日まで脈々と続いていて、学校と比べると大きく変わったというところがあまりない分野である、ということがこの図からもお分かりいただけるかと思えます。
- ・次に社会教育をめぐる現状についてですが、皆様に改めてご説明するまでもありませんけれども、「社会は急速な変化を続け」、そして「予測困難な時代」「VUCA（ブーカ）時代」という言葉も最近使われるようになりました。今、そんな時代が到来しています。
- ・代表的なもの三つを挙げておりますけれども、1点目は「人生100年時代の到来」です。これまでは、「教育を受けて」「仕事をして」「皆さん一斉に引退」という、いわゆる「3ステージの人生」と言われていて、それが当たり前だったものが、最近は「いつ学んでもいいし、いつ働いてもいい」といったような「マルチステージ」という生き方に置き換わりつつあります。
- ・リンダ・グラットンの「L I F E S H I F T」という本でも「人生100年時代」という言葉が提唱されており、メジャーになってきていると感じています。
- ・2点目は、「Society 5.0」です。Societyは1から4まであって、今、

5になっているということですが、一般的にはサーバー空間とフィジカル空間を融合させたシステムにより課題を解決するというのが言われています。次のDXとも関連していますが、このあたりは社会の動きもテンポが早くて、そこにどうついていくのかということも問われていると思っています。

- ・3点目は、「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」です。デジタル技術の発達によりビジネスや生活が劇的に変容しています。当然、藤沢市においてもDXを念頭に置いた施策を構築していかなければということで、各部署でもいろいろ考えているところです。
- ・現状をお話する中でもう1点は、今回、「社会教育施設」を取り上げる中で、表をお示しして説明いたします。
- ・「社会教育施設」につきましては、統計では、公民館、図書館、博物館が取り上げられるケースが多いので、今回、この三つの増減数や講座数について国のデータを持ってまいりました。
- ・公民館はご覧のとおり減少しています。そして図書館と博物館は微増という現状がございます。
- ・公民館が減少している要因は、もちろん平成の市町村合併も大きいのですが、この十数年は、コミュニティセンター化の影響もあると思います。その根拠となるのが、公民館数と社会教育法の公民館ではないものを「生涯学習センター」と言っているのですが、それらの推移です。
- ・「公民館」はどんどん減っていき、「生涯学習センター」が徐々に増えている。こうした置き換わりも公民館が減少している理由の一つと捉えております。
- ・それでは、こうした定義や現状を踏まえて、国はどんなかたちで今後社会教育を運営していこうと考えているかについて、しばらくの間、お話をさせていただければと思います。
- ・2018年12月に、中央教育審議会が「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」という答申を出しました。
- ・申し上げるまでもなく、人口減少時代が到来していることは重々皆様も感じていらっしゃると思います。人が減る中で、地域づくりを社会教育という視点からどう考えるか、といったことをまとめたのがこの答申になります。
- ・5年前から「地域づくり」について文部科学省は議論しており、このあたりから令和の社会教育を考える必要があると思っています。

- ・この答申の1点目は、地域における社会教育の意義と果たす役割として、多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応を要請される中、社会教育は何ができるかということで、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」をやります、という方向性が示されました。
- ・「生涯学習」という言葉がメジャーになったのは、平成10年前後ぐらいからで、この時を境に、国が「社会教育」という言葉をやめて、「生涯学習」という言葉に変えました。藤沢市も当時「社会教育課」から「生涯学習課」に名称を変えております。
- ・当時はバブル後とは言いながら、個人学習や自分の教養を高めるために学習することを行政もどんどん支援するべきだということで、パソコンの導入であるとか、インターネット環境を整備して、一人ひとりが学びを高めていくことを支援するのが生涯学習であるという風潮でした。
- ・しかし、平成も終わりに近づき、そして令和に入った今、高齢化や貧困、もっと言えば地方財政が悪化する中で、そんなことばかり言っていられないということに文部科学省も気づき、教養のために学ぼうと言っていたのが、どんどん世の中が右肩下がりになっていく中で、このままではいけない、もっと地域に着目することで社会教育も生き残っていくべきで、社会教育の大元に戻ろうという動きになったと私は捉えていて、この5年間で文部科学省の方針は大きくシフトチェンジしました。
- ・つまり、「個人学習」から「地域学習」へと社会教育の主軸はシフトチェンジをしております。そこで出てきたワードが「人づくり・つながりづくり」、そして一番大きいのが「地域づくり」という言葉です。
- ・それまで文部科学省は「地域づくり」という言葉をあまり使っていなかったのですが、このあたりから出てくるようになりました。そのため、「住民参画による地域づくり」がこれから社会教育では必要だとか、「住民相互のつながりを提供する場づくり」を社会教育はやるべきだという内容になっています。
- ・そしてこの答申にはもう1つ柱がありまして、社会教育施設もそろそろあり方を変えないとまずいだろうということにも気づいたのか、今後のあり方がクローズアップされました。
- ・直営が基本だったいろいろな社会教育施設の運営が、ご承知のとおり、指定管理者制度が入り、民間事業者が運営するところも増えてまいりました。

- ・そういった中で、地域学習と活動の拠点として社会教育施設が機能するためには、今後どのような役割が必要なのかということをもとめました。
- ・まず「公民館」ですけれども、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター機能については、藤沢市の場合は、市民センターと公民館が併設しているところがほとんどですので、あまり目新しいという感じはしないですし、2点目の地域の防災拠点についても、同じくやっているという感じですが、全国的に見ますと、3.11を境に、避難する場所としての公民館がかなりクローズアップされました。
- ・次に「図書館」です。こちらは本の貸し出しは当たり前、そこで勉強したり本を読んだりすることも当たり前ですが、さらに情報拠点になってほしいとか、もっと個人のスキルアップのための支援もするべきだということで、アウトリーチ型の事業展開が求められています。
- ・そして「博物館」については、口を開けて待っているだけではなくて、国内外を問わず旅行者の方は、博物館や美術館に行く傾向がどんどん強まっていることから、施設が持つ資料を積極的に公開していくことで、「観光振興」とか「国際交流」の方に舵を切る動きもできないかということが強く言われています。
- ・今申し上げた答申を出す前に、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、その中で、先ほどの「博物館」の部分については、まちづくりとか観光といった、社会教育分野ではない行政分野と一体的な取組を進めるために、地方公共団体の判断で、条例によって各首長が所管することができないかというような意見が出てきたことを受けて、今後の公立の社会教育施設の所管のあり方を検討しましょう、というワーキンググループが生涯学習分科会の中にできました。答申が出る前の2月から5月までの間に議論がされています。
- ・その議論の中で出た内容の整理ですが、主に二つ結論として出されました。1点目が「社会教育に関する事務については、今後とも教育委員会の所管を基本するべきである」ということです。
- ・もう1点は、「地方の実情を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の長が社会教育施設を所管できる“特例”を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保」、ここは非常に難しいので、この後、細かくかみ砕いてご説明します。そういったことができるのなら、首長が社会教育施設を所管してもいいということ

が出されました。

- ・まず「特例」を設けることによる国が考える社会教育行政の可能性として、1点目は、社会教育施設の事業において、他分野、例えばまちづくりや観光と一体的に推進することで、より充実したサービスの提供が可能となるということ。
- ・そして2点目は、社会教育以外の行政分野として「福祉・労働・産業・観光」といったものの資源、ノウハウ、専門知識であるとか、ネットワークを活用することで、社会教育行政全体が活性化できる可能性があるということ。
- ・3点目は、社会教育と関わりがなかった人材を育成・発掘できる可能性が生まれるということ。
- ・そして4点目は「施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性」ですけれども、例えば現在私が勤務している「Fプレイス（藤沢公民館）」は、労働会館との複合施設になっています。今は生涯学習部と経済部とで所管しているのですが、所管を一元化することができるのではないかとか、あるいは社会資本整備計画を通じた戦略的な整備みたいなものもできるようになるのではないかと、そういうことを考えているなら、それは特例になるのではないかと示されております。
- ・このあたりは「特例」と言ってもすべてが当たり前と言いますか、藤沢市の場合は既にできている部分ではないかと思えます。特例を設ければ、首長が社会教育施設を所管しているということを実例として出しているものです。
- ・次に、特例を使った「社会教育の適切な実施の確保のあり方について」ですが、教育は政治的中立性が必ず確保される必要があります。
- ・教育を首長部局に移管することで、政治的中立性が担保できなければ当然だめですし、また、教育の継続性・安定性を図るためには、社会教育施設の専門性の確保ということも必要になります。そうしたことから、「教育委員会による関与など一定の担保措置を講じる必要がある」ということとしています。
- ・この「担保措置」は後ほどご説明いたしますけれども、首長が社会教育施設を所管したとしても、その施設には専門的職員、これは社会教育主事とか司書とか学芸員といった職員を配置する必要がありますし、その職員たちに対する研修であるとか、あるいは各施設が所管している審議会、藤沢市で言えば社会教育委員会議であるとか公民館運営審議会、図書館運営協議会といった審議会もきちんと活用して評価することが必要です。

- ・また、社会教育事務の所管はあくまでも教育委員会が基本であるということなので、教育委員会が牽引役としてきちんと役割を果たすということもしっかりと留意してくださいということワーキンググループが結論づけました。
- ・このワーキンググループの論点整理をもとに、2019年6月に地教行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）をはじめ関連法規の改正が行われました。それが「第9次一括法」と言われる法改正になります。
- ・地教行法の中で、職務権限の特例というのが第23条に定められていますけれど、まず第1弾として、2007年にスポーツ・文化に関する行政は、特例で定めることができました。続いて2019年の4月には文化財の保護もこの特例の中に含まれました。
- ・そして先ほどのワーキンググループの審議を受けて、社会教育施設である図書館、博物館、公民館等の施設の設置管理及び廃止についても、首長部局に移管することができるようになりました。
- ・担保措置につきましては、分かりやすく図にしたもので説明いたします。1点目は、地教行法33条3項の条文ですが、地方公共団体の長が社会教育機関の管理・運営に関するいろいろな社会教育施設の規則を制定するときは、必ず教育委員会に協議しなければいけないというルールになります。
- ・そして2点目、3点目は社会教育法の改正ですけれども、2点目の社会教育機関が実施する事業のうち、「教育活動と密接な関連を有するものとして規則で定めるものの実施をする場合」は、ちょっと分かりにくいのですが、要は教育と密接する事業を社会教育施設でやるときには、教育委員会から意見の聴取をしてくださいということをやっています。
- ・3点目は、「教育委員会が必要と認めるときは、この社会教育機関（施設）に関する事務について、首長に対して教育委員会から意見を述べることができる」としています。
- ・今申し上げてきたことをまとめた図でご説明いたします。自治体が「社会教育施設」を観光、地域振興やまちづくりに活用したいと思うとします。今までですと、社会教育施設は教育委員会の所管になるので、首長部局の業務と一体化して行うことは難しいという状況がありました。
- ・私が知っている事例ですが、公民館で野菜を売りたいという話がありました。周りに店がないので、公民館で販売業務を行いたかったのですが、公民館のままでは売ることができない、ではどうしようという内容でした。

- ・こうしたことを解決する方法として、「第9次一括法」に基づき、社会教育施設を首長部局へ移管することで、まちづくりであるとか、地域振興、この場合は「野菜販売」といったかたちをとることができるということです。
- ・「機動的で柔軟な地域づくりを行う」ために、この法律改正があったと国の方では説明をしております。
- ・それでは、具体的にそういうことをやっている市町村が他にあるのかということで、調べたものをいくつか事例を出してご説明したいと思います。
- ・まず1点目、県外の事例ですが、岐阜県羽島市は、今年度の4月1日に条例制定により移管を行いました。生涯学習やスポーツは教育委員会が所管していたようです。それを市長部局の方に一括して移管したケースです。
- ・スポーツ・文化・文化財保護、公民館・図書館あるいは博物館に準ずる施設を全部市長部局に条例で一括移管をして、企画部から「市民協働部」という名前に変え、一体化して運営するというかたちをとっています。
- ・条例制定により移管しても、事務委任や補助執行として残る事項があります。社会教育委員の委嘱は補助執行になりますし、社会教育事業でも市長部局に事務委任するケースがあって、移管したからといって教育委員会の範疇からすべて出てしまうということではないということが、こちらの表からご理解いただければと思います。
- ・続きまして、県内でも先行事例がありまして、ここでは三浦市と大和市の事例を出させていただきました。
- ・まず三浦市ですけれども、こちらも今年度、条例移管をした自治体となります。先ほどの羽島市同様、生涯学習部門を教育委員会から市長部局へ条例移管したケースになります。ただし、ここは公民館と図書館は直営で運営をしています。
- ・次に大和市は、段階的に条例制定により移管をした事例になります。スポーツなどは2013年から先行移管をしていたようですが、図書館、生涯学習センター、これは藤沢市でいう公民館に当たるものですが、そういったものは補助執行をかけたようです。
- ・そしてその後、2020年に条例制定による移管というかたちで、2段階で生涯学習センターと図書館等を移管したというケースになります。大和市というと、「シリウス」という有名な生涯学習施設がありますけれども、生涯学習センターも図書館も指定管理者が運営しております。

- ・それでは、藤沢市の場合はどのようになっているかということを中心に簡単に説明させていただきます。
- ・事務局から最初に話があったように、「生涯学習ふじさわプラン」という市の生涯学習施策を総合的、計画的に推進する計画を長年策定しておりますが、昨年3月に「2026」に更新をして策定いたしました。
- ・基本理念は「多様な学びと学びあいから地域の人がつながり藤沢の未来を創造する」としてあります。学習を個人的な営みで終わらせず、いろいろな背景を有する多様な世代の人々がともに学び合うことで、つながりを育み、未来を創造するという社会教育委員会議の委員の皆様からの思いを受け取って、「学び」というよりも「学びあい」というところに着目して、つながりづくりへとつなげていくという趣旨でこの計画を立てたという経緯がございます。
- ・そして市の「教育振興基本計画」についても触れさせていただきますと、こちらは「基本方針4」に「人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします」ということで、方針としても社会教育の分野を入れてあります。
- ・図書館であったり、スポーツであったり、文化財を「施策の柱」として立てて、現在、計画を基に事業を行っているかたちになっております。
- ・藤沢市として、今後社会教育をどのようなかたちで進めていくかということ、国の資料も用いながら少し述べさせていただきます。
- ・2020年に中央教育審議会の生涯学習分科会から出された「第10期の議論の整理」の中では、「学びの活動をコーディネートする人材の育成・活用」がうたわれております。
- ・コーディネートするところが肝で、いろいろな世代の方あるいは多様な主体の皆さんと連携していくには、この「コーディネート」という機能は本当に大事になってくると思います。これを社会教育行政分野に置き換えると、「社会教育主事」や、一昨年できた「社会教育士」という資格を持つ職員が今後さらに必要になってくるのではないかと考えています。
- ・地域課題を自分事として受け止めて解決する中で、生涯学習や社会教育ができることは、やはり学びからアプローチするということだと思っております。学びを支えるには、今後こういった資格を持った職員を各地域、各地区に配置して運営していくというニーズもより一層高まるものと考えております。

- ・続いて、2021年に出された「第11期の議論の整理」では、本日まで説明した「公民館等の社会教育施設の機能強化」が言われております。
- ・「さまざまな世代が集うことができる居場所の充実」が今より一層求められている中、身近にある社会教育施設の役割というのは、学習目的だけではなくなったと考えております。
- ・藤沢市でも「地域の縁側」や「子どもの家」などといった居場所づくりは、昔から力を入れて進めているところですが、サークル活動を行う一部の人だけが利用するというイメージの公民館は、シフトチェンジをして、いつでもふらりと立ち寄れる地域の居場所としての方向性も強くアピールしていく必要があると感じています。
- ・近年、建て替えました六会、藤沢、善行、辻堂の各公民館は、1階ないし2階にコモンスペースというものを設けて、いろいろな方がふらっと立ち寄れるような仕組みづくりにも力を入れています。
- ・それから参考までですけれども、来年国が策定する「次期教育振興基本計画」という藤沢市の教育振興基本計画の上位に当たる法律の中でも、基本的な方針として「人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者」ということを位置づけるようです。地域コミュニティを基盤としたウェルビーイングも、地域の社会教育を推進することで実現していくのではないかと、この計画から伺い知ることができます。
- ・そして先程申し上げている社会教育施設に関してですが、重点的に取り組むこととして「他部局との連携とか多様な住民ニーズの対応」といったことは言わずもがなで、既に何年も前からやっていることですが、「学びと実践の場としての機能の強化」については、引き続き着目していく必要があると思います。
- ・しつこく「学び、学び」と言っているのですが、場所の提供だけでは人々はつながらないと思いますし、コーディネートする人材がいて、その人材がちゃんと学んで地域を良くするということを提案しないと、地域は変わらないのではないかと、これが社会教育の考え方になっています。
- ・「生涯学習ふじさわプラン」の基本理念をもう一度ひも解いて、最後にしたいと思います。基本理念は三つのセンテンスからできています。一つ目が「多様な学びと学びあいから」、二つ目が「地域の人がつながり」、そして三つ目が「藤沢の未来を創造する」で、「学び」と「学びあい」と「つながり」を非常に意識して入れた文言になっております。

- ・現代社会の多様な課題を解決するため、さらには未来志向の社会づくりにおいて、「地域コミュニティにおける学び」というのは、まさに「社会基盤」であるということをしかりと理解した上で、今後、社会教育行政をますます進めていくということが必要になるということです。
- ・非常にざっくりとしたまとめになりますけれども、基盤の一つが「学びによる人とのつながり」であるということ念頭に置いていただきながら、社会教育というものを捉えていただくとありがたいと、社会教育の分野から申し上げさせていただきたいと思います。
- ・以上で講演を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

鈴木市長

- ・ありがとうございました。
- ・引き続きまして、生涯学習総務課から「社会教育関係事務のあり方」について、説明をいただいて、その後に質疑を受けたいと思います。

生涯学習総務課

- ・それでは、「本市における社会教育関係事務の今後の考え方について、ご説明いたします。
- ・「1. 現状」ですが、2007年（平成19年）に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等が改正され、スポーツ・文化行政について、他の地域振興とともに首長が一元的に所管できるようにすることを目的として、条例の定めにより首長が事務を執行することが可能となりました。
- ・そして2019年（平成31年）には文化財の保護に関する事務や図書館・博物館・公民館などの「公立社会教育機関」の所管も、地方公共団体がより効率的と判断する場合には首長移管が可能となる法改正がなされました。
- ・「2. 本市の状況」ですが、本市におきましては、平成25年度の組織改正により、生涯学習部門全般について、教育委員会から市長部局に移管しています。事務の執行に当たっては、「藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程」により市長部局職員が補助執行しています。
- ・「3. 県内他市の状況」ですが、県内には19市ありますけれども、平成19年の法改正を受けて教育委員会の業務が市長部局に移管されております。その状況は表に記載のとおりとなっております。
- ・「4. 今後の考え方」ですが、結論から申しますと、次の目的を達成するため、条例によ

り市長部局に移管を可能とするすべての社会教育関係事務について、移管に向けた協議を行っていきたいと考えております。

- ・「(1) 人生100年時代に向け多様な主体との生活を進める」では、人生100年時代を迎え、誰もが活力を持って生活していくためには、社会教育関係事務について、子育て支援、高齢者支援、多文化共生、防災などとの庁内の連携だけでなく、大学や企業等を含めた多様な主体との連携がさらに求められています。
- ・「(2) 効率的な事務の執行を図る」では、さらなる市民ニーズ、利便性の向上に資する課題など各課が個別に解決しなければならない問題も抱えている状況にあり、条例により市長部局に移管を行うことで、効率的に事務を執行することが可能となることから、他部局との連携や個別課題の解決が図られます。
- ・それから資料にはないのですが、特に所管の施設面の関係ですが、現在、ご利用いただいている方々の利用形態については、守るべきものは守りながら、より市民の皆さんに分かりやすく、使いやすい施設になるように条例改正等を行っていきたいと考えております。説明は以上です。

鈴木市長

- ・説明が終わりましたので、ここからは質疑と意見交換を行ってまいりたいと思います。まず、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、挙手をもってお願いします。

市村委員

- ・私自身も6年くらい前に、藤沢市の社会教育委員としてプランの策定に携わっていた経験がありまして、今、「生涯学習ふじさわプラン2026」の方も見させていただいているのですが、「人生100年時代」とか「ICTの活用」とか、今の時代に合わせた、より良いものになっているなと感じました。
- ・子どもは既に成人しているのですが、私は今もまだ社会教育関係団体であるPTAの活動に携わっています。先ほど井出さんから社会教育のスピリットというのは70年たっても変わらないというお話がありましたが、PTAも青少年の健全育成のために教職員と保護者が学び合っていくというスピリットは変わらないのですけれども、どうしても負担やプロセスなどの手段の部分に着目されてしまって、なかなか活動が思うように進まないのは、何年たっても変わらないなと今も感じています。
- ・ただ、何のために活動しているのか、何を目的に活動しているのかというところをしっか

り踏まえて活動すれば、より良い活動ができるのではないかと思いつつも、皆さんにそういったところをどうやって伝えていこうとか、いまだに課題を感じながら活動している状況です。

- ・これは質問ですが、「本市における社会教育関係事務の今後の考え方」というところで説明をいただいたのですが、藤沢市は補助執行というかたちで、他市と比べても市長部局の職員の方でやっている部分がもともと多かったと思うのですが、さらに協議をして移管に向けていくということで、今と移管した後で何が変わるかというところをお聞きしたいと思います。

生涯学習総務課

- ・社会教育関係がどう変わっていくかということですが、図書館は図書館協議会、スポーツはスポーツ推進審議会等、各分野に協議会等がありますので、これからそれぞれの中で具体的に協議をしていきたいと思っております。

市村委員

- ・協議自体もこれからということですね。移管することで市民にとってどう状況が変わるかとか、市民のためになっているかとか、そういったところを主軸に置いて、協議を進めていっていただきたいと思っております。

種田委員

- ・社会教育についてということで、あまり知らないところではありましたが、ご説明いただいて、公民館の活動とか図書館等の活動がそこに入るのだなということが分かりました。
- ・私も公民館で「郷土づくり推進会議」で活動しておりますが、地域づくりというのはなかなか難しいと思いつつも活動しております。
- ・市長部局に移管して5年以上たつかと思いつつも、まず、今の時点でどのようなところが変わったのかをお尋ねしたいと思います。
- ・もう1点は単純なことですが、「今後の考え方」の中の「(1) 人生100年時代に向け多様な主体との連携を進める」というところですが、こちらに「障がい者支援」というのが入っていないのは、障がい者である私はちょっと残念に思ったので、ここはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

生涯学習総務課

- ・まず移管でどのように変わったのかというお話ですが、今回、ご提案したのは条例

をきちんと制定しなければいけないということですが、既に組織上では市長部局の職員がその事務を執行しているという意味で移管をしております。このことによりまして、どう変わったのかということになりますと、従前ですと、教育委員会の事務というかたちで執行していたものを市長部局の職員が実施をすることで、以前と比べれば効率的な事務はできているかと思えます。

- ・ただ、そう申し上げましても、教育委員会と市長部局で分かれて社会教育の事務を現在執行しているというところでは、市民の皆さんにも分かりにくい部分もございますし、職員の事務の執行上も効率性が若干ない部分もございます。今回、ご提案している条例移管ということになりますと、そういったところが今後解消されるのかなと考えております。
- ・それから「多様な主体との連携」のところですが、例の中では「障がい者」ということが触れられておりませんでした。もちろんその部分ですとか、健康づくり関係とか、さまざまな分野との連携、もちろん今も頑張らせていただいているところですが、きちんと条例で市長部局に移管されるということで、より一体となって進めることができるのではないかと考えているところでございます。

種田委員

- ・障がい者のこともよろしくお願ひしたいと思えます。
- ・また、「市長部局に移管する」というところですけども、今、単独の公民館は藤沢と村岡しかないと思えますが、センター機能が付いた公民館でも同じように事務が進んでいくのでしょうか。センター機能が付いているところは、違うところが所管しているのか、そのところが分からないので、お尋ねしたいと思えます。

生涯学習総務課

- ・藤沢市には公民館としては13公民館と2分館ございます。そのうちの11地区の公民館は、市民センターとの併設というかたちになっております。
- ・今、分かりにくいと申し上げたのは、併設の公民館の場合は、市民センターが施設の管理・運営を行っておりまして、その中にその施設を公民館としても利用しておりますし、市民センターとしても利用しているというかたちです。
- ・利用される皆さんは、部屋を借りる際等については、社会教育関係団体の皆さんは公民館として利用されますし、公民館として利用できない方は市民センターとして利用していただくというかたちで、市民の皆さんにとってはお部屋を利用する際にちょっと分かり

にくい状況になっているのかなと思います。

- ・また、単独の公民館の場合は施設の管理・運営も含めまして、生涯学習部の公民館の方で管理をしているのですが、市民センターも先ほど申し上げたとおり、市民自治部が施設の運営、中の公民館の事業とか、お部屋の利用の関係は生涯学習部の職員が行っているというかたちになっております。

種田委員

- ・条例によって移管されると、それがすべて市長部局で管理するということですか。

生涯学習部

- ・そのとおりです。

飯盛委員

- ・今、地域づくりの一番大切なポイントは担い手の確保・育成ということが言われております。そういった社会教育の方向性と地域づくりの方向性というのが合致しているところは大変心強いなと思いました。
- ・私はこの社会教育の大きな考え方、流れ、目指す方向性ということについては全く異存ありませんし、これを強かに推し進めていくことによって地域の自走力とか、地域の力というものは必ず育まれていくと感じております。
- ・先ほどご説明いただいた中で、いろいろな主体が集まることで社会教育の未来が開けていくということは、そのとおりだと思います。企業にしても大学にしても、学びのコンテンツを持っていると思います。いろいろな学び合いのコンテンツを持っている主体を集めて、それを総合してという役割が社会教育、公民館などにあるのだと思います。
- ・それをうまく統合して地域の方々に提供する際に、まず、いろいろな主体が持っているような学び合いのコンテンツというものをいかに集めていくことができるのかというところは、これからの課題だと思っておりますし、何よりも人生100年時代における学び合いというものがとても大切であること、その重要性というものを地域の方々にいかに発信していけるかというところもこれから大事になってくるだろうと思います。
- ・そういった意味で、先ほどご説明があったように、コーディネーターの役割というものが極めて重要で、そこをどうやって展開していくのか、どうやっていろいろな、多様な主体の方々に参画いただいて、面白いコンテンツを提供して、そして市民、地域の方々に参加をしていただくか。そういった一つの統合化されたようなパッケージをこれからどうや

ってつくっていくのかというところが問われていくだろうと思います。

- ・これが実現できるとすると、最初にご説明いただいたようなコンセプトに合致するような力強い地域づくりの活動につながっていくというふうに私は感じました。

石井委員

- ・私は、社会教育というのは当たり前の、空気のような存在だったのですが、組織立てていくということ、これからも方向性を持って考えてくださっているということに感銘を受けました。
- ・医療でも地域共生社会というのはとても大事で、医師だけでは何もできないし、介護、看護だけでもできなくて、みんなで一緒に協力して一つのことをやっていかなければならないという医療施策の大事なことになっているのですが、今の社会教育の中でも地域づくりということがとても大事で、みんなで住民の方々を巻き込んで、もちろん高齢化とか独居の方とかそういう方が多いと言われているので、そういう方々に社会教育の場に出てきていただいて、一緒に盛り立てていくということがとても大切なことだと思います。
- ・医療の中でもコーディネーターというか、ケアマネジャーさんみたいな存在ですが、そういう方々はとても大事で、放っておくと自分の殻に閉じこもってしまって、なかなか出てきてくださらないので、コーディネーターはとても大事であるという状況にありますが、教育の面でもどういう方にコーディネーターになっていただこうと藤沢市ではしているのか、もし方向性が決まっているなら教えていただけたらと思います。

生涯学習総務課

- ・コーディネーターの部分ですけれども、基本的には職員を考えています。先ほども講演の中で説明があったように、社会教育主事はその任に当たるのかなと考えているところです。

鈴木市長

- ・それでは、岩本教育長、お願いします。

岩本教育長

- ・これまで総合教育会議では、学校教育や子どもたちを取り巻く課題について協議をすることが多かったと思いますけれども、「藤沢市教育振興基本計画」においては、学校教育及び社会教育は大きな柱の一つですので、本日、「社会教育関係事務のあり方について」を改めて多方面から考える機会を持つことができたことは、大変有意義であったと思っ

ております。

- ・ご説明を伺い、皆さんと協議する中で、社会教育を取り巻くニーズはますます多様化していること、そしてさまざまな主体と連携しながら課題の解決を目指していくことは、学校教育にも同様にあてはまるものであると実感いたしました。
- ・井出館長には社会教育について、また藤沢市の現状と方向性についてのお話をいただきました。社会教育は地域づくりであり、学びたい思いへの支援並びに機会の提供、学びあいを創出、そして学んだ成果を生かし、つなげることが社会規範をつくるということがよく理解できました。
- ・また、同時に本市における社会教育関係事務のあり方については、大きな転換の時期を迎えていることも実感いたしました。総合教育会議で策定されました「藤沢市教育大綱」でも「学びの環」「人の和」「元気の輪」を掲げておりますけれども、この「学びの環」が常に市民の皆様とともにあり、またその「学びの輪」が広がっていくような、誰もが学べるようなアクセスがしやすい環境、そのことがまちづくりにつながれば素晴らしいという思いを強く持ちました。
- ・本市の社会教育が豊かに発展していくよう教育委員会といたしましても、本日の教訓をしっかり受け止め、社会教育委員の方々のお知恵をお借りしながら、市長部局とも連携を密にして丁寧に議論を進めてまいりたいと思っております。本日はありがとうございました。

鈴木市長

- ・委員の皆様から、ほかに何かございますでしょうか。

市村委員

- ・先ほどのコーディネートの人材というところで、回答をいただいたことに対して、少し意見があるのですが、23ページに、社会教育主事、社会教育士の活躍の推進ということで書いてありますが、PTAとか地域の活動とかをしている中で、ご本人は意識されていないですけれどもコーディネートをされている方や、藤沢市内で何か活動したいときにはこの人に相談してみようみたいな方が、結構いらっしゃるので、ぜひそういった方々に協力をお願いするなどしてコーディネートしていけるといいのかなと思いました。
- ・それから「移管に向けた協議を進めていく」という中で、私たち教育委員と藤沢市の社会教育委員とで情報交換をしていくといいのかなと思っています。もし機会がつかれるよ

うでしたら、ぜひお願いしたいと思います。

鈴木市長

- ・他によろしければ、私の方から一言お話をしたいと思います。
- ・まず、いろいろ時代が変化する中で、社会教育に着目してお話できたことは大変有意義であったと思います。
- ・このところは、コロナ禍ということで、社会教育の活動そのものがなかなかでき得ないというマイナス要素がありましたし、それに伴って、地域におけるコミュニケーションの希薄化もかなりあると思っております。地域づくり、まちづくりをもう一回しっかりとしていかなければならない時期にきていると考えております。
- ・また、高齢者は外へ出られなくて、健康面も心配ですので、積極的に外出していただき、活動していただけるようにしていくことも市の課題でございます。
- ・例えば高齢者の体力づくり一つ取っても、社会教育とスポーツは切っても切れ離せない関係でございますし、切り口によってはどれが正解なのかというのは決められないのですが、市長部局が直接やることによって、その幅が広がる分野があります。
- ・もちろん、教育委員会としっかりとお話をしながら進めていくのですけれども、市長部局にあった方が効率的で、やりやすい部分もあるので、これからの社会教育を時代に合ったものにして、そしてそれをさらに盛んにしていくということが必要であると考えております。
- ・ぜひ皆さんでご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。
- ・それでは議事の（１）につきましては、ここまでといたします。
- ・議事の（２）その他については、事務局から何かありますか。

事務局

- ・事務局からは議事としては特にございませんが、次回の総合教育会議の日程についてお伝えいたします。年度が変わりまして、「令和５年度第１回総合教育会議」となります。現在のところ、８月１７日（木）を予定しております。
- ・議題及び内容に関しましては、今後、教育部と調整をさせていただきます。また、総合教育会議に取り上げたいテーマなどがございましたら、事務局へご提案いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

鈴木市長

・ただいま事務局から日程の説明がありました。

・他にご意見等ございますか。

<なし>

・よろしければ、事務局に進行をお返しします。

事務局（司会）

・委員の皆様、大変ありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度第2回総合教育会議を閉会とさせていただきます。

15時20分 閉会

2023年（令和5年）3月28日

この会議の経過を記載し相違ないことを確認する。

藤 沢 市 長

藤 沢 市 長 印

藤 沢 市 教 育 長

岩 本 将 宏 印